

公益財団法人伊勢丹奨学会 2025年度大学奨学生募集要領

1. 奨学生の資格

- (1) 東京大学・一橋大学・横浜国立大学・慶応義塾大学・上智大学・立教大学・早稲田大学へ新入学の第一学年生。
- (2) 学業、人物ともに優秀、修学可能な心身で、学資の支弁が困難と認められるもの。
- (3) 商業の発展に寄与することを志すもの。※ただし、6年制学部を除く

2. 推薦・選考基準

本会大学奨学生推薦基準を適用します。

3. 採用予定数

11名

4. 給付額・交付期間

月額 30,000円

原則として大学の正規の最短修業期間とします。

5. 採用基準

2. の推薦・選考基準を満たす者。採用における学力基準及び家計基準は以下の通りとします。

(1) 学力基準

高等学校最終2ヶ年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者。

(2) 家計基準

収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などをすべて考慮しますが、目安となる家計基準の収入・所得の上限は、給与所得者の世帯の場合は世帯合計収入700万円未満(※1)、給与所得者以外の世帯の場合(自営業など)は、所得350万円未満(※2)とします。

※1：給与所得者の世帯の収入とは、税金等控除前の金額(＝源泉徴収票の「支払金額」)

※2：給与所得者以外の世帯の所得とは、必要経費等控除後の金額(＝確定申告書の「所得金額合計」)

6. 推薦及び期日 **大学受付期限：2025年4月30日(水)** **専用フォームまたは窓口まで提出(17時まで)**

~~2名以上~~のご推薦をお願いいたします。~~3名~~

本会所定の奨学生願書に必要事項を記載し、提出書類とともに ~~5月31日~~までにご送付願います。~~なお、推薦所見等に記入のない場合、選考の過程で本人が不利になる事があります。~~

<提出書類> ※学内選考通過者のみ後日提出

- ~~(1) 奨学生願書~~
- ~~(2) 健康診断書~~
- ~~(3) 在学証明書~~
- ~~(4) 最終卒業学校または最終学年の学業成績証明書~~
- ~~(5) 所得の証明書 (大学奨学生推薦選考基準 3頁(2)の(ア)・4頁(イ)参照)~~
 - ~~給与所得者 …令和6年分給与所得の源泉徴収票の写し~~
 - ~~給与所得者以外…令和6年分所得税の確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)~~
 - ~~受付印がない場合は、市区町村役場発行の所得証明書を添付。~~
 - ~~この場合の証明書は、令和5年分のもので構いません。~~
- ~~(6) その他、本会が特に提出を求めるもの~~

6. 選考方法

- (1) 奨学生は本会選考基準にもとづき、書類選考、面接を実施し、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定致します。
- (2) 面接日程等の詳細は別途、大学奨学課へ通知いたします。
面接に不参加の場合は、選考を辞退したものとみなします。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は毎学年末に学業成績表及び生活状況報告書を提出していただきます。
- (2) 奨学生に対する卒業後の拘束条件はありません。

8. 財団の行事

やむを得ない場合を除きご参加いただきます。

(年に1回以上、奨学生を対象とした交流会等を開催予定。)

~~【書類提出先及び連絡先】~~

~~書類は各校担当窓口を通じて、以下まで郵送またはメールでご提出下さい。~~

~~※メールの場合は、当財団のシステム上、外部ストレージサービスはご利用いただけません~~

公益財団法人 伊勢丹奨学会 担当：清水、久世
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3丁目2番5号
TEL 03(3352)1111 (内線 800-6665)
メール shougakukai@imhds.co.jp

公益財団法人伊勢丹奨学会大学奨学生推薦・選考基準

[1] 奨学生の資格

1. 人物

東京大学・一橋大学・横浜国立大学・慶應義塾大学・上智大学・立教大学・早稲田大学へ新入学の第1学年生であって、学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあり、かつ商業の発展に寄与することを志すもの。※ただし、6年制学部を除く

2. 健康 ※学内選考通過者のみ後日健康診断書を提出

~~健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦・選考するものとする。~~

~~なお、身体に障害のある人についても、修学上支障がなければ推薦・選考して差し支えない。~~

~~(ア) 定期健康診断による場合~~

~~学校保健安全法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。~~

~~また、入学者選抜の為の健康診断によることもできる。~~

~~(イ) 医師の健康診断による場合~~

~~(ア)の健康診断によることが出来ない時は、医師が健康診断を行い、その結果により医師が修学上支障がないと判断した者。(医師の証明の様式は時に定めない)~~

~~A 入学者選抜時の健康状況の把握を出身学校長から提出される調査書の健康状況の記載による場合は、これによって修学上の支障の有無を判定して差支えない。~~

~~B 定期健康診断は、申込時前約1年以内実施したものの最新の結果による。~~

~~C 入学者選抜の為の健康診断を「定期健康診断」と同じ基準によって実施した場合は、その健康診断によることができる。~~

~~D 申込時に「医師の健康診断」を受ける必要がある者については、その旨学校から本人へ指示し受診させること。~~

3. 学力

高等学校最終2ヶ年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者。

4. 家計

(1) 家計の推薦・選考基準

経済的理由により修学に困難がある程度（家計）について

目安となる家計基準の収入・所得の上限は、給与所得者の世帯の場合は世帯合計収入 700 万円未満（※1）、給与所得者以外の世帯の場合（自営業など）は、所得 350 万円未満（※2）とする。

なお、収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などをすべて考慮する。

※1：給与所得者の世帯の収入とは、税金等控除前の金額（＝源泉徴収票の「支払金額」）

※2：給与所得者以外の世帯の所得とは、必要経費等控除後の金額（＝確定申告書の「所得金額合計」）

[2] その他

1. 奨学生に対する卒業後の拘束条件はない。
2. 当財団の推薦基準学力は独立行政法人日本学生支援機構第一種大学奨学生推薦基準を適用し、その他については日本学生支援機構の推薦基準を参考とする。

3. 提出書類 ※~~学内選考通過者のみ後日提出~~

- ~~①当財団指定の推薦者名簿~~
- ~~②当財団指定の奨学生願書~~
- ~~③健康診断書~~
- ~~④在学証明書~~
- ~~⑤最終卒業学校または最終学年の学業成績証明書~~
- ~~⑥所得の証明書 … (2) (ア) 給与所得 (イ) 給与所得以外の所得の証明書一覧による~~
- ~~⑦その他当財団が特に提出を求めるもの~~

公益財団法人伊勢丹奨学会

平成 25 年 2 月 28 日改正

令和 7 年 3 月 14 日改正